

平成23年度 8月10日

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件
大阪高等裁判所 第11民事部口係

陳述書(4)

氏名 鎌田 まりみ 印
住所

1. 第一審判決に対する意見(和解案に対する意見を含む)

① 一審判決に対する意見

第一審判決を目にしたとき、この国は本当に法治国家であるのかという憤りと同時に、当該裁判官が、原告らの出した諸書証に全く目を通していないことがわかりました。

加えて、勝手に証拠を裁判所が書き換え、間違った解釈の元、判決を下していることに強い怒りを覚えました。

私は判決文19Pの請求目録が書き換えられているのを目にしたとき、

「裁判所は職務怠慢か、裁判所は証拠をねつ造するのか、私が送ったのは支援金である。なぜにこちらが出した証拠を書き換えているのだ。弾劾裁判に当該裁判官はかけるつもりである。」

という怒りの抗議をしました。

裁判所は、あわてて更生決定文書を送付してきて、書き換えた『会費の項目は支援金の明白な間違いである』と訂正するも、その判断の元、下された判決が訂正され翻るわけではありません。

その1項目は、非常に重要な判断の基準となるものです。なぜならば、私は正当な返還請求をしているにもかかわらず、私たちの主張が、判決文が述べるように、不平や不満をぶつけるだけの不当な要求とされてしまって、この一審の判決が出されてしまっているからです。裁判官の誤認のまま、判決を出されたことは非常に遺憾です。判決文は『不当な要求である』ありきで書かれています。

私の送った支援金ならびに会費は、甲45号証で示す通り、支援金が10万円、会費が6万円です。

会費6万円が支援金として処理されてしまったことも、甲101号証の支援金送付金リストの中でも明白です。この一連の訂正を求める、支援金をめぐる被控訴人との明確なメールのやり取りがそれを証明しています。私の組戻し請求はきわめて正当なものであり、被控訴人が返還拒否する理由は全くありません。

だから被控訴人によるHPでの「支援金の使い方に不満がある人には、100

パーセントと組戻します。」という告知の元、一連の組戻し要求を2つの銀行（青森銀行松森町支店・城東支店）から行っています。しかし、私が提訴した後、被控訴人は『2つの組戻しが一緒になっていたのでわからなかった。』などと、銀行の手続き上絶対にありえないでたらめな証言をしています。

私は被控訴人がHPで告知した正規の返還請求に基づき返還請求しており、その手続き上、なんら問題は認められないのは明らかです。

しかし、当該裁判官は被控訴人の主張のみを採用したばかりか、私の提出した証拠までを書き換えて判決を下しました。

私が送った支援金には、私の教え子たちから預かったお金も含まれています。小学生が会費を払うわけもなく、そのことも陳述書でも、証言でもいったにもかかわらず裁判官は何を聞いていたのか、何を見ていたのかと憤りを覚えます。

職務怠慢としか、いいようがありません。

判決文11Pでは被告人が『支援金の把握及び管理が杜撰であり正確性を欠いたものであったこと』を認めながら、『少人数の団体であるからやむを得ない』という世間一般の常識から、程遠くかけ離れた見解を出しています。

それでは少人数経営の会社では、杜撰な経営が認められるのでしょうか。親族への口座への無意味な資金移動が認められるのでしょうか。それは、世間一般常識からは到底ありえないことです。

ひろしまDPの犬の医療費の一項目をとっても、その支出は広島獣医師会に支払ったわずか66万円以外は、他のレスキューの犬に使用したものであり、わずかに支援金の0.5%しか目的には使用していないのです。これを世間一般はだれしもが隠匿と判断するところです。

これらの事実は被控訴人が作成した貸借対照表からも明らかであるのに対し、裁判官は、我々の主張をマスコミやインターネットだけによるものとして、一方的に退けました。また、『損益管理表は、TKCのシステムを使用しているから信用できる』と9Pで述べていますが、古谷税理士の証言からも、TKCのシステムの使い方を教えただけで、その項目作成や振り分けなどは被控訴人が手前勝手に振り分けたものであり、信用に値しないことは明白であります。

そもそも古谷税理士は、シェルター基金の振り込みなどなかったことを証言しています。シェルター基金そのものが、隠匿の事実であると控訴人らは考えています。

その点を、この控訴審では『実績のある説明がなされていない』と担当裁判官はよく理解してくださり、法廷でも述べてくださっているとおりです。

シェルター基金の振込者に、被控訴人がメールや電話で確認したなどという証言は物理的にも不可能なことです。1万人もの振込者に11月から12月21日までのたった50日で遂行しうるはずもなく、隠匿するための、被控訴人の虚言にほかなりません。そこをきちんと見極めてください。

②和解案に対する意見

また、和解案では「支援金返還は認められない」という一文がありましたが、それも納得できません。ではどうか、担当裁判官においては、私たちならびに世間一般の人間に、法的にわかるように説明してください。

控訴人は、「支援金は返す」とHP上で世間一般に明確に告知しました。それに従い私は、(受け入れるにはあまりにも不条理であり、理不尽な条件に従い、)組戻し請求を行いました。そうして私同様、組戻しを行った人間が300人余り支援金を返還されています。

証拠の書証をよく見てください。私のとった手続きのどこに落ち度があるというのでしょうか。返金された人間との違いはどこにあるというのでしょうか。

違ったのは、勝手に被控訴人に、最初は全部支援金扱いに、返金する段階になったら全部会費に仕立て上げられ騙し取られたたということです。

返すといったお金を、勝手に被控訴人に支援金から会費に書き換えられ、返してもらえない、それがまったく相手側の恣意的な行為であると法的に訴えても、こちら側の数々の明白な証拠は、裁判官に見てももらえず、認めてもらえないどころか、勝手に裁判官に書き換えられてしまいました。被控訴人の詐欺行為を後押ししたのは裁判所であるということをご考えてください。これが法治国家というのでしょうか。私が返還されない理由はどこにも認められないのに、全く理解できないことです。

また、和解案を被控訴人が拒否したとき、その理由として木津川の犬のレスキューの妨害をしているとか、東北大震災の犬のレスキュー妨害をしているなどと述べていますが、これらがまったく虚構であることを以下3の項目で述べます。

4月8日の和解協議の場で、被控訴人の意見を取り上げ、「鎌田さんだって和解する気がないから、HPで被控訴人を攻撃するような火種を作っているのではよ。」というような受命裁判官の発言にも、大いに疑問を感じております。

私たちは、私たちの要求する通り、**正規の会計監査を受け入れれば和解に応じるつもりでその場に臨みました**。しかし、それこそ、被控訴人にとっては一番したくないことであることは、この5年間の裁判の態度からも容易に推察できることです。レスキュー妨害を盾に取り和解案を拒否したのは、会計監査を受け入れないための、被控訴人の詭弁です。

受命裁判官は、果たしてどれだけの調査をもってして、このような発言をなさったのでしょうか。私の行動は、世間一般への警告であり、人からの募金で飯を食っている被控訴人にとっては営業妨害であるということです。しかし、人から施しを受けて得る収入を、営業妨害というその考えそのものが間違っています。

2-3)でも述べますが、彼らは犬を救いに行ったものではありません。飯の種の為に災害地で跳梁跋扈していただけです。

2. 負担付贈与であるという根拠

1に基づき、以下付帯付贈与であることを整理いたします。

【甲45・101号証から】

- ① 支援金10万円は、小学生の募金も含まれることから明確な支援金である。
- ② 6万円は支援金の扱いをされ、その間違いを訂正要求するも被控訴人からは何ら呈されることも説明されることもなかった。
- ③ 控訴人は、被控訴人がHP上で、一方的な条件付けで告知した返還請求方法、または支援金振り込み時期などの条件をすべて満たしており手続き上何ら落ち度はなかった。したがって、被控訴人は返還拒否の理由を持たない。
 - ・支援金を振り込んだのは2006年10月26日と27日
(被控訴人は2006年9月27日以前の振り込みの返還拒否)
 - ・組戻し請求したのは2007年1月12日
(組戻し受付は2007年1月9日から25日の間)
- ④被控訴人は、控訴人が広島西署に被害届を持参したときに、返還請求に応じなかったのは誤解があったと弁解しており、自分の非を認めている。

甲45号証のメールのやりとりから控訴人が、ひろしまDPの犬の救済のために支援金を送ったことは明白であり、被控訴人と私の中に、個別の合意があったことは明白な事実でありこれは完全なる負担付贈与です。

3. エンジェルズの主張への反論・反証

1) 木津川事件概要

当該事件詳細については、添付いたしました私の県教育委員会への報告書をお読みください。ここでは報告書に記載した事件の経緯のその後を時系列に述べるだけにとどめます。

以下の話は、当事者である山田氏に電話にて私が聞いた話です。また、その諸関係の書証は、私も私たちの代理人も目にしており、ここに書かれている経緯に嘘はありません。

【平成23年(ヨ)第93号動産引渡断行仮処分命令申立事件の経緯】

① 成23年3月6日

被控訴人は木津川のY氏所有の340頭あたりの犬に対して、動産引渡断行仮処分命令申立書を提出する。この申立書に基づき、平成23年(ヨ)第93号動産引渡断行仮処分命令申立事件として京都地方裁判所第5民事部で争われることになる。

④ 平成23年5月17日

裁判所より、和解提示があり、その概要は以下のようなものである。

- ・全ての犬の所有権は、もとよりY氏にある。林氏の訴えは無効である。
- ・エンジェルズはレスキューが主であり、Y氏は犬を減らしたい意図があるから100頭くらい、エンジェルズに犬を譲渡したらいい。

しかし、エンジェルズがその犬の譲渡先をHP上で公表するのは認めないし、その犬をもとに寄付行為を募ることも認めない。

太田弁護士より、「エンジェルズは100頭受け入れるのに説得済みであり、Y氏がいない犬を選んで、エンジェルズに引き渡せばよい。」といわれる。

⑤ 平成23年6月6日

エンジェルズ側が、一方的に申し立てを取り下げする。

以上のことから言えるのは、被控訴人は、**お金を集められない、宣伝もできない犬猫は救済する気がない**ということです。しかし、被控訴人はすでに事件は終結しているのに、いまだに被控訴人のHPで、レスキューページを立ち上げ続け、支援金を募り続けております。これが詐欺ではなくてなんだというのでしょうか。

被控訴人はこの事件を起こす前は、人がいない、お金が無い、支援物資が底を尽きかけていると、しきりに支援をHPで呼びかけておりました。

300頭以上ものレスキューを打ち立てることは、ある意味、被控訴人にとって起死回生の作戦だったのでしょう。

しかし、所有者の思わぬ反撃にあい、それを公開した私に怒りの矛先をぶつけてきました。ですがそれは全くの不法行為に他なりません。年度末の業務の忙しい時期に、多くの人間が巻き込まれ、妨害を受けたことは言うまでもありません。その反社会的な暴挙は以下の2)で述べます。

2) 勤務先ならびに諸所属管轄事務所に対する妨害行為

上記の事件を受けて、被控訴人のブログ記事から発信された鎌田への妨害行為は、私ならびに、文科省、青森県教育委員会、中南教育事務所、□□市教育委員会、△△市教育委員会、勤務校である〇〇小学校へ、被控訴人本人はじめ、その支援者らと思われる人物から、添付資料のとおり3月6日から10日までの間に行われました。

被控訴人の抗議文からもわかる通り、明らかに私の社会的抹殺を図ったものです。

このようなメール攻撃のほか、『ハシモト』『モトハシ』となのる、氏名は変えても同一番号(080-.....)の埼玉県人であるという男性からは、3回「業務を妨害してやる。」という内容の脅迫電話が勤務先にありました。

3月11日に東北大震災が起きたので、種々の通信手段が途切れたため、その妨害行為は収まりましたが、いまだに被控訴人は、これら各機関への抗議を誘導する記事やコメントを削除せず、掲載続けております。

被控訴人のブログならびに内縁の妻川端加津子のブログのコメント欄は『承認制』

になっており、**ブログの開設者が承認（公開）**しなければネット上に反映されない仕組みです。私への攻撃の誘導場所はそこです。

つまり、支援者がやっているというスタイルをとり、自分には非がないように装っていますが、非公開コメントにできる立場にありながら、意図的にネット上に反映させたということは、被控訴人に私を攻撃する意図が大いにあったということを証明しています。

意図的に抗議が諸機関に及ぶような、被控訴人の恣意的な操作がそこには存在していたということが確実に言えます。

なにより**悪質なのは、私が所属していない、△△教育委員会の課長の実名、電話番号などを掲載し、全く無関係の他方面へ妨害を拡散させた**ということです。

このことに関しては、この経緯の詳細を上記報告書として、市教育委員会・県教育委員会に提出しております。

また、県教育委員会に寄せられた抗議はいずれも青森県人を装っておりますが、私のHPのアクセス解析をみると、当時私のHPにアクセスしている青森県のIPアドレスは、私の友人と、私のアドレスと、県教育委員会、□□市教育委員会の他は見当りません。私のサイトを見ずしてどうしてこの人たちは、これらのコメントを県教育委員会へよせることができたのでしょうか。

おそらく、文面の内容からも、手法からも形式からも、被控訴人の仲間の意図的な誹謗中傷と思われます。

しかし、これらの批判は全く見当違いなものであることは、1) 木津川事件の概要ならびに、私の県教育委員会への報告書で明らかです。**レスキューなど存在すらしていなかった**のですから。

このように、被控訴人はマスコミやネットを駆使して、反社会的・非社会的な行為を平気で行う人物です。

私は被控訴人が支援金を稼ぐために、たびたび打ち上げるレスキューなるものが行われるたびに、その当事者から相談を受け、彼らのレスキューという美名に隠れた蛮行を告発し、支援金詐欺にだまされないようにと世間一般に警鐘をならしてきました。

私は、今後も彼らのような悪質な団体がこの世の中にはびこる限り、真の正義とボランティア精神を追求するため、対峙し戦っていかなくてはならないと考えております。自分の行為を間違っているとは思いません。

たった16万円を不当に搾取されたがために、私は被控訴人の悪質な愛護団体の実態を熟知する羽目になりました。

何より許せないのは、被控訴人がこのような不法行為を私に限らず、元エンジェルズのスタッフ達や、従業員、高島の住民、行政など多方面にわたってはたらき、妨害やクレームを行い続けているということです。自分たちの集金稼業に立ちはだかるものは、どんな手法を使ってもこぶしを振り上げるのが被控訴人という人物です。

3) 東北大震災レスキュー並びに2010年度活動報告に関する疑惑

木津川事件で、支援金を集金することに失敗した被控訴人は、その直後に起きた東日本大震災の被災犬のレスキューに飛びつきました。

しかし、その実態は実にあやしいものです。ネット上では300頭レスキューしたとか豪語していますが、添付した資料のように、そのリストは4月23日以来、201頭目から312頭は空白です。

また、1～208頭の情報でも、78頭の情報が空欄です。つまり、数は大きく打ち上げても水増しが多く、その実態はないという疑念が大きく膨らみます。

これはひろしまDPでも、それ以後のレスキューでも、頻繁に使われた手法です。数が多ければ自分の懐に転がり込む支援金が多くなることを、被控訴人は狙っています。

また、滋賀県に提出されたNPOの2010年活動報告をみると、3月31日で被災犬を73頭保護したとありますが、犬のリストをみると、3月31日ではわずか12頭です。50頭以上の差がすでにあります。

では、73頭保護したのはいつの時点かとみると、4月11日ですが、その日には同時にさらに12頭の保護があると報告しています。同一日に保護した犬を、なぜに計上しないのか非常に不自然です。

なおかつ、この災害で彼らが募ったのは、支援金ではなく**義捐金**です。義捐金とは彼らが私ごとに使用していいお金ではありません。

でもそれらはNPOの「収入金」に計上されています。計上していいお金ではありません。ひろしまDP事件でも、被控訴人は、「これは自分たちに支援金として贈られたお金であり、犬の救済のためのものではない。」と勝手に搾取しました。

NPO創設時の資産は、調査嘱託の通り、たったの77万円です。大震災直前の、困窮しきった状態から、およそ、3100万円にも及ぶ支援金が集まったのは、この大震災を悪用したからにほかなりません。

被災犬と一般支援金と分類はしているものの、その実態は、控訴人当事者でなければわからない闇の中です。また被控訴人本人への、短期借入金なる300万円余りの不明なお金も存在します。

会費の分類も、オレンジ、グリーン、ホワイトと3種類を設けながら、一緒にされ不明朗な会計になっています。しかも、この振り込み口座はひろしまDP時に使われた法人設立時に登録した口座になっております。

法務局の資料や被控訴人準備書面(2)にもあるとおり、この口座は、NPOの資産であるにもかかわらず、活動報告の口座の中には含まれていないという非常に奇妙な会計報告となっています。

それにしても、団体の公的資金だと、強弁していたあのたくさんあった口座はどうして、法人の資産になっていないのでしょうか。シェルター基金マネーロンダリングの

様相を呈した16もの口座は、どうして活動報告の口座名に記載されていないのでしょうか。一審でも認めただけのあの多くの口座のお金はどこに消えたのでしょうか。この実態を裁判所はどう判断されるのですか。世間では迷わず詐欺と言います。

少なくとも、被災犬に関しては、義捐金の内容を含め、保護頭数も大いに疑問が残るものであり、被控訴人が、私がネット上に挙げた警告が保護の妨害というのなら、これらのことを早急に明確に説明すればいいだけのことです。以上のことから活動報告書自体も、正直に報告しているかどうかさえはなはだ疑問です。

4. 結 語

上記の主張をふまえ、担当裁判官に訴えたいのは、決してレスキューという美名に惑わされてはいけない実態が被控訴人にはあるということです。

私は、本当に平凡な市井の人間です。たった16万円のために裁判を起こすということは非常に勇気のいることでした。金銭的に見てもあきらめてしまうほうにはるかにリスクは少ないのです。

支援金を返してもらうことが目的でないのは、お分かりかと思いますが。

でも、私が返還をあきらめてしまうことにより、被控訴人が詐欺行為を続けていくことが、正義を信じるがゆえに許すことができませんでした。16万円返してもらうために、すでに私はこの裁判の為に、数百万円の支出を余儀なくされています。そのうえ上記のような妨害も受け続けています。

でもひとえに、司法の正義を信じてきたからこそ、裁判を続けているのです。しかし、一審の裁判所には正義はありませんでした。

- ・ 多額だから支援金の収支会計が不明瞭になっても仕方がない。
- ・ 小さい団体だから仕方がない。
- ・ 数パーセント目的に使用していたら、残りは私物化してもかまわない。
- ・ 被控訴人の証拠に基づいている私たちの主張を、言いがかりと片づける。
- ・ 証人の証言を無視する。
- ・ 控訴人の証拠を裁判所が改竄する。

これが一審判決で行われたことです。

裁判とは、六法全書に書いてある法律に、事件が合致するかないかで判断するのではなく、もっと人間に寄り添ったものであってほしいと思います。世間の一般常識からかけ離れた最悪の判決がなされたことにより、同じように支援金を搾取している者たちを喜ばせるだけの判決となりました。犯罪を増長させるきっかけを、裁判所は作ってしまいました。

法の隙間を狙って、犯罪のからくりはどんどん巧妙になってきています。まさに悪人は、法の隙間を狙って次々と新しい罪を犯しています。世間の状況を把握

せずして、本当に司法は様々な犯罪に対処できるのでしょうか。

そこを見ずして、人や社会に寄り添わずして、何の司法でしょう。司法とは、人のために作られたものです。

被控訴人が『犬の医療費が足りない』と嘘をついて支援金を集めた、それに疑問を持ち、6000万円以上の隠匿がわかったとき、多くの人間が返還請求を求めました。そして、被控訴人は100%返還要求にこたえたとでたらめを表明しています。しかし、それは実行されませんでした。さまざまな後付けの理由により、理不尽に返還を拒否された存在である私がここにいるのです。

原告として名乗りをあげるとき、もし私が被控訴人の犯罪を証明できる天下唯一の存在ならば、私が訴えなければ悪事がはびこってしまうと思いました。この悪事に目をつむってはいけないと勇気を出したのです。

1でも述べたように、私の支援金を返還しないという正当な理由は、被控訴人には全く存在しません。完全なるでっちあげの理由により、返還拒否しているのです。

私には何の落ち度もないのに、この5年間という月日を無駄に費やされ、裁判所にまで証拠を書き換えられるという信じがたい手違いをされ、さらには職場や無関係な諸機関までにも妨害や嫌がらせを受け、ネット上で誹謗中傷を受けていることを裁判所はどうとらえているのでしょうか。

どうか、法治国家を信じている子供たちのためにも、私が返還請求した支援金を返してください。返される資格が私たちにはあります。

この裁判で、私たちに支援金を返してくださることにより、これからも出てくるであろう、類似の犯罪者たちへの大きな楔ともなるのです。

未曾有の大災害がおきて、世間の目は一層支援金の使途に厳しいものになっています。義捐金詐欺も頻発しています。でもこれも人間が相手だから表面化するのはです。言葉をもたない動物には、それを訴えることができません。

事件のうわべだけに着目するのではなく。その裏面に潜むどす黒い多くの隠れた事実こそ目を向けてください。そしてその証拠を控訴人らは、ものすごい時間と労力と、精神的苦痛に耐えながら、今までに山のように出しています。

高等裁判所担当裁判官におかれましては、どうかこれらの証拠をしっかりと吟味し、一審のように、よく証拠を調べもせず、被控訴人の主張をうのみにするような愚行を繰り返すことなく、俯瞰の目に立ち公明正大なる判決を下されることを強く望みます。

以上